



2021年3月17日

豊橋技科大 コロナ禍「学業の継続」 同窓会寄附金による経済的緊急学生支援

<概要>

国立大学法人豊橋技術科学大学では新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済的困窮学生が、「学業の継続」を断念せざるを得ない状況に陥ることを回避するため、豊橋技術科学大学緊急学生経済支援プランの一環で経済的緊急学生支援を行いました。（2020年11月25日～2021年3月中旬まで）

本事業は、豊橋技術科学大学同窓会から豊橋技術科学大学基金「新型コロナウイルス感染症対策緊急募金」に寄附された2,000万円を原資に、本学と同窓会が連携した新しい取組として、一部は留学生の渡日及び海外留学のための渡航費の補助として500万円を充て、残りを学生が安心して学業に専念できるように、手遅れ無く必要な支援を、短期間の審査で迅速かつ柔軟に行う緊急学生支援として実施したものです。経済的困窮のために支援を希望する学生に対して、申請に基づき審査のうえ支援額（上限100万円）を決定・支給（給付型）し、これまでに66件の申請に対して、総額 約1,300万円の支給を行いました。（2021.03.10現在）※別紙参照

学生や保護者からお礼の手紙が寄せられ、審査に携わった若林亮同窓会会長は「困窮する学生が安心して研究や学業に取り組める環境の糧になれば、同窓会の意義も大きい」と話されました。

本件に関する連絡先

豊橋技術科学大学同窓会 副会長 機械工学系 教授 戸高 義一 TEL：0532-44-6704

広報担当：総務課広報係 堤・高柳・杉村 TEL:0532-44-6506

<別紙>

2020年11月24日

学生各位

豊橋技術科学大学 学長
寺 嶋 一 彦
豊橋技術科学大学 同窓会長
若 林 亮

豊橋技術科学大学同窓会の寄附金を活用した
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急学生支援について（通知）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経済的に困窮している学生が、学業の継続を断念せざるを得ない状況に陥ることを回避するため、豊橋技術科学大学同窓会から豊橋技術科学大学基金へ寄附された資金を原資として、本学と同窓会との連携の下、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急学生支援金」制度の運用を開始することといたしました。現在困窮している学生や、今後新たに学生生活の維持が困難となり、学業の継続や進学を断念せざるを得ない状況に追い込まれる学生に対して、安心して学業に専念できるように、手遅れ無く必要な支援を迅速かつ柔軟に行います。

なお、本制度は、2020年5月13日付け公表「豊橋技術科学大学緊急学生経済支援プラン」の本学基金による特別奨学金制度にあたるものです。

支援金は返済不要の給付型の支援金で、支援を希望する学生の申請に基づき、希望する支援額（上限100万円）を支給するものです。

保護者からの仕送りがなくなった、アルバイト収入が大幅に減った、貯金を切り崩しているなど、経済的に困窮している学生は、是非、申請願います。

詳細は、別紙の「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急学生支援金募集要項」をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急学生支援金募集要項

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経済的に困窮している学生が、学業の継続を断念せざるを得ない状況に陥ることを回避するため、または経済的のみならず、今現在も困窮している学生、今後新たに学生生活の維持が困難となり、学業の継続や進学を断念せざるを得ない状況に追い込まれる学生に対して、安心して学業に専念し、手遅れ無く必要な支援を迅速かつ柔軟に行うことを目的として、豊橋技術科学大学同窓会から豊橋技術科学大学基金へ寄附された資金を原資として、本学と同窓会との連携の下、2020年5月13日付け公表の「豊橋技術科学大学緊急学生経済支援プラン」の本学基金による特別奨学金制度に位置付け「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急学生支援金（以下「支援金」という。）」を支給するものです

【支援対象者】

2020年10月1日現在、本学に在籍する正規学生（休学者含む）のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困窮している学生、又は困窮が見込まれる学生（外国人留学生を含む）

※対象外：科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生、国費留学生、政府派遣留学生、日本学術振興会特別研究員、リーディングプログラム履修生

【支援内容】

申請に基づき、現在の困窮状況、学生生活の状況、緊急性の有無、希望する支援額の適正性などの確認・認定を行い、希望する支援金（返済不要の給付型で上限100万円）を支給します。

【申請方法】

緊急学生支援金の給付を希望する学生は、申請書（様式1）、家計状況確認書（様式2）及び関係書類※を下記提出先へ直接提出してください。また、窓口への提出と併せて電子媒体（PDF）を電子メールで送信願います。窓口への提出が困難な場合は、郵送又は電子メールでの提出を認めます。

なお、電子メールでの提出にあたっては、必ずファイルをパスワードで保護し、本学が配布した学生用のメールアドレスにより送信ください。パスワードについては、提出時にメモを添付するか、FAX（0532-44-6557）にて通知してください。

※希望する支援金額が適正であることを裏付ける書類や家計状況確認書の記載内容を確認できる書類やデータ等（証明書等はコピーで可）

例：仕送り額（預金通帳の入金額がわかるページ）、アルバイト収入（給与明細）、奨学金の受給状況（決定通知書）、保護者（保証人）の経済状況（給与明細）

※申請書等は、こちらからダウンロードしてください。

申請書（様式1）WORD

家計状況確認書（様式2）WORD

【申請受付】

2020年11月25日より、申請受付を開始します。

申請は随時受け付け、原則2週間分の申請をとりまとめて審査を行います。予算総額に達した時点、または終了を宣言した時点で終了となります。

緊急に資金を必要とする場合は、審査期間に留意の上、早めの申請をお願いします。

- 1) 11/25 ~ 12/04 第1回受付 翌週第1回受付分審査
- 2) 12/ 7 ~ 12/18 第2回受付 翌週第2回受付分審査
- 3) 12/21 ~ 1/ 8 第3回受付 翌週第3回受付分審査
- 4) 1/12 ~ 1/22 第4回受付 翌週第4回受付分審査

※以後同様に、2週間分をまとめて審査を行います。(土日祝日は除く)

【選考及び決定】

審査は、書類による審査及び必要に応じて面接により、現在の困窮状況、学生生活の状況、学業の継続や進学を断念せざるを得ない状況、支援金の希望額、使途の妥当性、緊急性の有無及び今後の見通しなどの確認を行い、支援金支給による学生救済効果の期待度など総合的に判断して支援額を決定します。そのため、希望どおりの金額が支給されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

なお、審査では必要に応じて保護者（保証人）及び指導教員（クラス担任）へのヒアリングや支給条件を付与することもあります。

申請結果は、申請者及び保護者（保証人）に通知します。

また、支給を決定した場合は、誓約書（様式3）を提出していただきます。

【その他】

- 1) 支援金の申請に際し提出いただいた書類にご記入いただいた情報は、本支援金支給業務のために利用し、その他の目的には利用しません。
- 2) 支援金の支給決定後、申請書類に虚偽があったと認められる場合は、支援金の給付を取り消すとともに、既に支給している場合は返済を求めることがあります。
- 3) 本支援金に係る所得税の取扱いについては以下の点に留意してください。

授業料等の学納金や教材費といった学資の支払いに充てる学費支援については、非課税所得となる「学資金」に該当するため所得税の課税対象にはなりません。一方で生活支援や生活支援と学費支援の両方の支援など使途が限定されない場合は、一時所得として収入金額に計上する必要があります。ただし、その年の他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、所得税の課税対象にはなりません。詳しくは、こちらをご覧ください。

国税局HPの「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ（令和2年10月23日更新）」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>

【提出先及び問合せ先】

○提出先：豊橋技術科学大学学生課生活支援係

学生課（B棟）4番窓口

[TEL：0532-44-6559](tel:0532-44-6559)

E-mail：seikatsu@office.tut.ac.jp

○問合せ先：豊橋技術科学大学同窓会 副会長

豊橋技術科学大学機械工学系

教授 戸 高 義 一

[TEL：0532-44-6704](tel:0532-44-6704)

E-mail：todaka@me.tut.ac.jp